

大会宣言

昨年9月に、長年の夢であるデフリンピックの日本開催が決定しました。100年近くの歴史があるデフリンピックを日本で開催することは、私たちのみならずデフアスリートやきこえない子どもたちの大きな目標と励みとなります。アスリートが自身の限界に挑戦し、その持てる力を最大限発揮できるように、私たちは最高の舞台を準備していきます。また、国民の手話言語やきこえないことに対する理解の一層の浸透を図り、国内の情報・言語・コミュニケーションのバリアフリーを推進させ、同時に「誰一人取り残さない」というSDGsの理念のもと、その実現に向けて私たちも国民と連帯して取り組んでいきます。

同じく昨年9月に国連障害者権利委員会から、障害者権利条約の日本政府報告に対する勧告（総括所見）が出され、そこには「旧優生保護法被害者への謝罪・保障・法律改正」等が含まれています。旧優生保護法に基づく強制不妊手術等の国家賠償を求める一連の裁判では、憲法違反を認め国に損害賠償を命じる勝利判決が続いています。しかし国は争いを続ける姿勢を崩さず、正式な謝罪や十分な補償をしていません。

また、大阪生野聴覚支援学校生徒の死亡事故裁判の判決では、「労働能力が制限される程度の障害があったことは否定できない」ため、将来得られるはずだった収入「逸失利益」が全労働者の平均年収の85%と算定されました。

いずれも、障害のある人に対する偏見や差別、優生思想が根強く残っている現れであり、障害は人にあるのではなく、社会にあるという考え方に変えていかなければなりません。

国はこの勧告を真摯に受け止め、必要な対応を行い、国内の法制度や施策が障害者権利条約の掲げる理念に沿う制度・施策にしていく責務があります。私たち当事者はしっかりと検証を進め、かつ強く要望していきます。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の附帯決議に手話言語法の立法と手話言語に関する施策の一層の充実の検討が明記されていること、障害者権利委員会から「手話を言語として公的に認知すること」が勧告されたことを大きな追い風として、引き続き手話言語法の制定を目指していきます。

九州初の全国ろうあ者大会をこの地で開催してから70年。2025東京デフリンピックの開催を機に、誰もが暮らしやすい真の共生社会の実現に向けて、一丸となって邁進していくことを、天に沸き立つ癒しの地ここ大分で誓います。

2023年6月11日
第71回 全国ろうあ者大会